

守山市地域防災計画
原子力災害対策編

守山市防災会議

守山市地域防災計画(原子力災害対策編)目次

| | |
|---|----|
| 第1章 総 則 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の性格 | 1 |
| 第1 守山市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 | 1 |
| 第2 守山市における他の災害対策との関係 | 1 |
| 第3 計画の修正 | 1 |
| 第3節 計画の周知徹底 | 1 |
| 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 | 2 |
| 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 | 2 |
| 第1 守山市及び滋賀県の地域特性等 | 2 |
| 第2 前提となる事態の想定等 | 3 |
| 第3 予測される影響等 | 4 |
| 第6節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置 | 5 |
| 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 | 6 |
| 第2章 原子力災害事前対策 | 13 |
| 第1節 基本方針 | 13 |
| 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え | 13 |
| 第3節 情報の収集・連絡体制等の整備 | 13 |
| 第1 情報の収集・連絡体制の整備 | 13 |
| 第2 情報の分析整理 | 14 |
| 第3 通信手段の確保 | 14 |
| 第4節 緊急事態応急体制の整備 | 15 |
| 第1 警戒態勢をとるために必要な体制 | 15 |
| 第2 災害対策本部体制等の整備 | 15 |
| 第3 防災関係機関相互の連携体制 | 15 |
| 第4 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 | 15 |
| 第5 広域的な応援協力体制の拡充・強化 | 15 |
| 第6 モニタリング体制等 | 16 |
| 第7 複合災害に備えた体制の整備 | 16 |
| 第8 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 | 17 |
| 第5節 避難収容活動体制の整備 | 17 |
| 第1 避難計画の作成 | 17 |
| 第2 避難所等の整備 | 17 |
| 第3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備 | 17 |
| 第4 広域一時滞在に係る避難者受入れ体制の整備 | 18 |
| 第5 学校等施設における避難計画の整備 | 18 |
| 第6 住民等の避難状況の確認体制の整備 | 18 |
| 第7 居住地以外の市町に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備 | 18 |

| | | |
|--------|--------------------------------|----|
| 第 8 | 避難方法等の周知 | 18 |
| 第 6 節 | 緊急輸送活動体制の整備 | 19 |
| 第 1 | 専門家の移送体制の整備 | 19 |
| 第 2 | 緊急輸送路の確保体制等の整備 | 19 |
| 第 7 節 | 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 | 19 |
| 第 1 | 救助・救急活動用資機材の整備 | 19 |
| 第 2 | 救助・救急機能の強化 | 19 |
| 第 3 | 緊急被ばく医療活動体制等の整備 | 19 |
| 第 4 | 安定ヨウ素剤の備蓄 | 19 |
| 第 5 | 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 | 19 |
| 第 6 | 物資の調達、供給活動 | 19 |
| 第 8 節 | 住民等への的確な情報伝達体制の整備 | 20 |
| 第 9 節 | 行政機関の業務継続計画の策定 | 20 |
| 第 10 節 | 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 | 20 |
| 第 11 節 | 防災業務関係者の人材育成 | 21 |
| 第 12 節 | 防災訓練等の実施 | 22 |
| 第 1 | 計画の方針 | 22 |
| 第 2 | 防災訓練の計画策定及び協力 | 22 |
| 第 3 | 防災訓練の実施 | 22 |
| 第 4 | 実践的な防災訓練の工夫と事後評価 | 22 |
| 第 5 | 防災訓練に関する普及啓発 | 23 |
| 第 13 節 | 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 | 23 |
| 第 14 節 | 災害復旧への備え | 23 |
| 第 3 章 | 緊急事態応急対策 | 24 |
| 第 1 節 | 基本方針 | 24 |
| 第 2 節 | 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 | 24 |
| 第 1 | 計画の方針 | 24 |
| 第 2 | 緊急時の情報収集 | 24 |
| 第 3 | 応急対策活動情報等の情報収集 | 25 |
| 第 4 | 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等 | 25 |
| 第 5 | 一般回線が使用できない場合の対処 | 25 |
| 第 6 | 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 | 26 |
| 第 3 節 | 活動体制の確立 | 28 |
| 第 1 | 市の活動体制 | 28 |
| 第 2 | 応援要請 | 36 |
| 第 3 | 原子力被災者生活支援チームとの連携 | 36 |
| 第 4 | 防災業務関係者の安全確保 | 37 |
| 第 4 節 | 屋内退避、避難収容等の防護活動 | 37 |
| 第 1 | 計画の方針 | 37 |
| 第 2 | 防護措置基準 | 38 |

| | | |
|------|------------------------------|----|
| 第3 | 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 | 41 |
| 第4 | 避難場所 | 42 |
| 第5 | 広域一時滞在に係る避難者受入れ体制の整備 | 43 |
| 第6 | 広域一時滞在 | 44 |
| 第7 | 安定ヨウ素剤の予防服用 | 44 |
| 第8 | 災害時要援護者等への配慮 | 44 |
| 第9 | 学校等施設における避難措置 | 44 |
| 第10 | 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 | 45 |
| 第11 | 飲食物、生活必需品等の供給 | 45 |
| 第5節 | 治安の確保及び火災の予防 | 45 |
| 第6節 | 飲食物の出荷制限、摂取制限等 | 45 |
| 第7節 | 緊急輸送活動 | 45 |
| 第1 | 緊急輸送活動 | 45 |
| 第2 | 緊急輸送のための交通確保 | 46 |
| 第8節 | 救助・救急及び医療活動 | 46 |
| 第1 | 救助・救急及び消火活動 | 46 |
| 第2 | 医療措置 | 46 |
| 第9節 | 住民等への的確な情報伝達活動 | 47 |
| 第1 | 住民等への情報伝達活動 | 47 |
| 第2 | 住民等からの問い合わせに対する対応 | 48 |
| 第10節 | 自発的支援の受入れ等 | 48 |
| 第1 | ボランティアの受入れ | 48 |
| 第2 | 国民等からの義援物資、義援金の受入れ | 49 |
| 第11節 | 行政機関の業務継続に係る措置 | 49 |
| 第4章 | 原子力災害中長期対策 | 50 |
| 第1節 | 基本方針 | 50 |
| 第2節 | 緊急事態解除宣言後の対応 | 50 |
| 第3節 | 放射性物質による環境汚染への対処 | 50 |
| 第4節 | 各種制限措置の解除 | 50 |
| 第5節 | 災害地域住民に係る記録等の作成 | 50 |
| 第1 | 災害地域住民の記録 | 50 |
| 第2 | 災害対策措置状況の記録 | 50 |
| 第6節 | 被災者等の生活再建等の支援 | 50 |
| 第7節 | 風評被害等の影響の軽減 | 51 |
| 第8節 | 心身の健康相談体制の整備 | 51 |

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に準じ、原子力事業者の原子炉の運転等(加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用(保安規定を定める施設)及び事業所外運搬(以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 守山市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、守山市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画(原子力災害対策編)に準じて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等、関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 守山市における他の災害対策との関係

この計画は、「守山市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「守山市地域防災計画(本編、資料編)」に拠るものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年：原子力規制委員会告示第1号）を遵守するものとする。

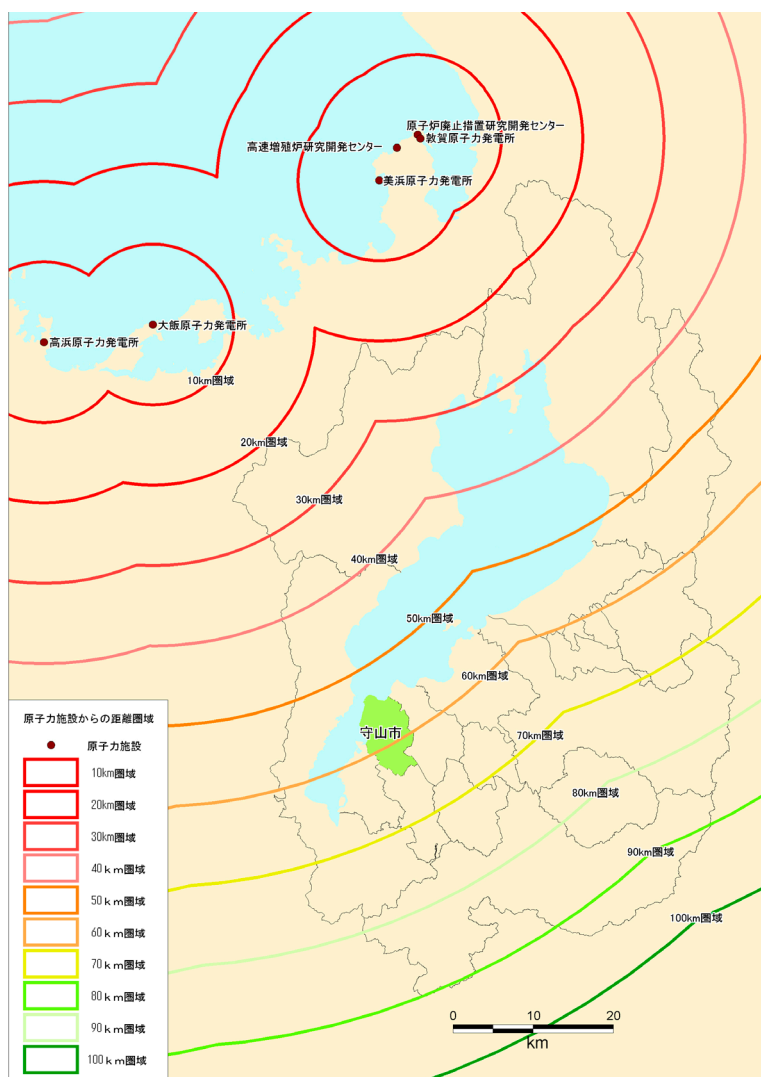
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる過酷事故の想定は、福島第一原子力発電所の事故災害相当を想定する。

第1 守山市及び滋賀県の地域特性等

1 周辺地域における原子力事業所の立地状況

滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。また、滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13km、守山市に最も近い大飯原子力発電所から守山市湖岸までの距離は約55kmの位置関係にある。



2 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響等によって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約 45%）、次いで北から北北西の風が多く（約 25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約 60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約 50%の割合で吹いており、各月の平均風速は 4.5 m/s 程度である。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約 65%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約 40%を占める。夏期は東から東南東の風が約 35%と最も多く、北西の風は 30%程度となっている。（気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀 1988 年 2 月～2012 年 1 月、今津及び長浜 1978 年 11 月～2012 年 1 月）

第 2 前提となる事態の想定等

事故の想定及びその後の拡散状況に関する想定は、県で実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件による。

1 放射性物質

国の旧原子力安全委員会（現在、原子力規制委員会）が示した「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

2 放出量

(1) キセノン

原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機及び、3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で $3.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ (ベクレル)、2 号機で $3.5 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、3 号機で $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ と試算されている。そこで、放出量は最も放出量の高い 3 号機の $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ を用い、この量が 1 時間で放出されたものとする。

(2) ヨウ素

（独）日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で $1.0 \times 10^{16} \text{Bq/h}$ (ベクレル/時)の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、 $2 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出、13 時から 17 時まで $4 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$ が 6 時間で放出されたものとする。

3 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、
関西電力(株)高浜発電所とする。

4 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

5 拡散予測を行う日の選定

平成 22 年(2010 年)のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中 9 時から 15 時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い($\sim 1\text{m/s}$)日を選定する。

6 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率 1 日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

7 被ばく量の計算方法

6 にて計算された積算線量をもとに、屋外 8 時間、屋内 16 時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

なお、放射性物質の拡散予測については、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用した。

第 3 予測される影響等

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)及びプルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)の検討が示されており、UPZ 区域の範囲の目安については、原子力施設から概ね 30km、また、PPA の具体的な範囲については、今後、国や県の議論の経過を踏まえつつ検討し、指針に記載すると記載されている。

一方、滋賀県で実施した放射性物質拡散予測シミュレーションを行った結果は、次に示すとおりである。

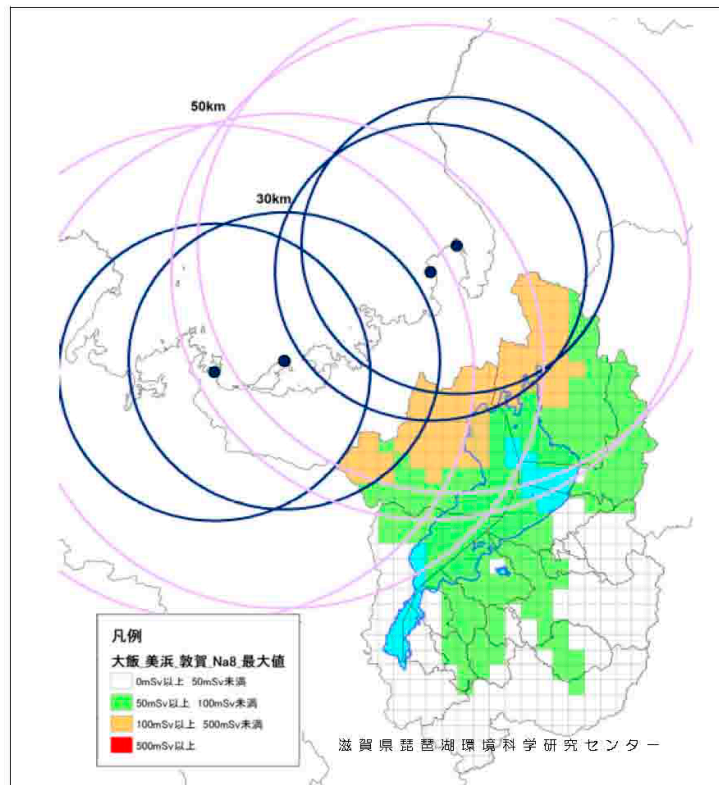
(1) 希ガスによる、外部被ばくによる実効線量

希ガスによる外部被ばく実効線量は、 10mSv を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測されている。

(2) 放射性ヨウ素による甲状腺被ばく等価線量

放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに関するシミュレーション結果は次のとおりである。

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



なお、守山市が甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上になるケースは、美浜 2 ケース、大飯 1 ケースと限定された条件となっている。

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。

第 6 節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEA の安定ヨウ素剤予防服用の判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から 50 km に及んだ可能性があるとされており、今後、これを参考として、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討していく必要がある。

この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられており、また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。

プルームによる被ばく線量を回避する防護措置は、施設の EAL (緊急時対応レベル) や OIL (運用上の介入レベル) の基準、放射性物質の拡散状況の推定等に基づいて実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する必要がある。

このため、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションを踏まえ、必要とされる防護措置を実施するものとする。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、守山市地域防災計画（本編）第1章2節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

| | |
|----------------|--|
| 1. 守山市 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (2) 原子力防災に関する教育・訓練 (3) 通信・連絡網の整備 (4) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (5) 環境条件の把握 (6) 災害状況の把握及び伝達 (7) 災害対策本部等に関する事務 (8) 緊急時における県等との連絡調整 (9) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (10) 広報 (11) 退避及び避難に関する計画に関すること (12) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (13) 緊急時医療措置に関すること (14) 飲食物等の摂取制限等 (15) 緊急輸送及び必要物資の調達 (16) 飲食物及び生活必需品の供給 (17) 職員の被ばく管理 (18) 災害救助法の要請 (19) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (20) 広域応援の要請及び受入れ (21) 汚染の除去等 (22) 各種制限措置の解除 (23) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (24) 風評被害等の影響の軽減 (25) 住民相談体制の整備 (26) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (27) 心身の健康相談体制の整備 (28) 県の行う原子力防災対策に対する協力 (29) 関係周辺市（滋賀県UPZ内に位置する長浜市及び高島市をいう。以下同じ。）の応援 (30) 関係周辺市からの避難誘導等の援助 (31) 広域避難所の開設 |
| 2. 湖南広域消防局北消防署 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 住民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること (5) 滋賀県市町消防相互応援協定に基づく業務 |

| | |
|---------------|--|
| <p>3. 滋賀県</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 滋賀県災害警戒本部及び災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲食物及び生活必需品の供給 (21) 職員の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) ボランティアの受入れ (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 物価の監視 (35) 関係周辺市及びその他の市町への原子力防災対策に関する助言及び協力 (36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等 |
|---------------|--|

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>4 . 滋賀県警察本部 (守山警察署)</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織の整備 (2) 食料等の備蓄及び調達体制の確立 (3) 関係機関との協力体制の確立 (4) 非常時に活用できる通信体制の確立 (5) 通信機能の整備 (6) 通信機能を維持する要員の確保 (7) 通信機能維持に向けた国への積極要望 (8) 情報管理機能の強化 (9) 関係機関との連絡体制の整備 (10) 情報収集・連絡体制の整備 (11) 避難住民の誘導 (12) 広域交通管理体制の整備 (13) 交通情報の提供体制の整備 (14) 緊急通行車両に係る確認と標章等の交付 (15) 装備資機材の整備 (16) 警察施設等の整備及び維持管理 (17) 共同訓練等の実施 (18) 職員に対する教養 (19) 警備体制の確立 (20) 県、市町及び防災関係機関との連携 (21) 情報収集活動 (22) 避難指示等に係る措置 (23) 住民の退避・避難誘導（広域避難含む）及び救助 (24) 病院、障害者福祉施設等に対する支援 (25) 被留置者等の避難誘導 (26) 県の区域を越える避難への対応 (27) 被災者の捜索及び救出 (28) 検視、身元確認、遺族等への遺体引渡し (29) 警戒区域等における立入制限措置 (30) 職員の被ばく管理 (31) 通信手段の確保 (32) 無線中継所機能の維持 (33) 緊急交通路確保等の交通規制 (34) 交通規制等の周知徹底 (35) 犯罪の予防検挙 (36) 被災住民等の安全安心の確保 |
|----------------------------------|---|

【指定地方行政機関】

| | |
|--|---|
| 5. 近畿管区警察局 | (1) 管区内府県警察の指導、調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用 |
| 6. 近畿財務局 (大津財務事務所) | (1) 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査 (4) 国有財産の無償貸付 |
| 7. 近畿厚生局 | (1) 原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の調整 (2) 原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の調整 |
| 8. 近畿農政局 (大津地域センター及び東 近江地域センター) | (1) 原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供 |
| 9. 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署) | (1) 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること |
| 10. 近畿経済産業局 | (1) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2) 風評被害等の影響の軽減 |
| 11. 近畿運輸局 (滋賀運輸支局) | (1) 原子力災害時における施設等の選定及び収用の協力要請 (2) 原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (3) 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達 (4) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6) 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整 |
| 12. 大阪管区气象台 (彦根地方气象台) | (1) 気象状況の監視 (2) 気象に関する資料・情報の提供 |
| 13. 近畿総合通信局 | (1) 原子力災害時における非常通信の運用監督 (2) 電波の統制管理及び有線電気通信の監理 |
| 14. 滋賀労働局 | (1) 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償 |
| 15. 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所) | (1) 一般国道(指定区間)の管理 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること |
| 16. 近畿地方環境事務所 | (1) 環境監視体制の支援に関すること (2) 災害廃棄物の処理対策に関すること |

【自衛隊】

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>18. 陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)</p> | <p>(1) 災害派遣要請に対する調整 (2) 原子力災害時における人命及び財産の救護のための部隊の派遣 (3) 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力</p> |
|------------------------------------|--|

【指定公共機関】

| | |
|--|--|
| <p>19. 東海旅客鉄道株式会社(東海鉄道事業本部・関西支社)西日本旅客鉄道株式会社(京都支社)</p> | <p>(1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送</p> |
| <p>20. 西日本電信電話株式会社(滋賀支店)</p> | <p>(1) 原子力災害時における有線通信の確保</p> |
| <p>21. 日本赤十字社(滋賀県支部)</p> | <p>(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施</p> |
| <p>22. 日本放送協会(大津放送局)</p> | <p>(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達</p> |
| <p>23. 西日本高速道路株式会社(関西支社)中日本高速道路株式会社(名古屋支社、金沢支社)</p> | <p>(1) 原子力災害時における道路交通の確保等</p> |
| <p>24. 日本通運株式会社</p> | <p>(1) 災害対策用物資の輸送</p> |
| <p>25. 関西電力株式会社(滋賀支店) 日本原子力発電株式会社(敦賀発電所) 独立行政法人日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター 原子炉廃止措置研究開発センター</p> | <p>(1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2) 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設及び設備の整備点検 (5) 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報及び報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県及び関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力</p> |

【指定地方公共機関】

| | |
|---|--|
| 26. 社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船株式会社 社団法人滋賀県トラック協会 | (1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送 |
| 27. 社団法人 滋賀県医師会 | (1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 |
| 28. 公益社団法人 滋賀県看護協会 一般社団法人 滋賀県薬剤師会 | (1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 (3) 災害時における医薬品等の管理 |
| 29. 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 | (1) 災害ボランティア活動の支援 (2) 災害時要援護者の避難支援への協力 |
| 30. 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 | (1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達 |
| 31. 一般社団法人滋賀県LPガス協会 | (1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるLPガス供給と保安の確保 |

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、県、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワーク強化に努めるものとする。

- ・ 県からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等、非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等、緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

4 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等の業務用移動通信警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

5 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料

市は、県と連携して応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を整備し、コミュニティ防災センターに備え付けるものとする。

第3 通信手段の確保

市は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、設備等の整備を行う。

1 施設・設備の整備

(1) 現況

| | |
|--------------|------------------------|
| 市の有線通信設備 | インターネット |
| | 情報配信システム（メール、電話、FAX） |
| その他の有線施設 | 守山市有線放送農業協同組合 |
| 市の防災行政無線通信施設 | 守山市地域防災行政無線通信システム |
| | 守山市消防無線通信システム |
| 県の防災行政無線 | 滋賀県防災行政通信システム（守山市） |
| | 近畿地方非常通信協議会 |
| 消防庁からの情報伝達 | 全国瞬時警報システム（J-ALERT） |
| 内閣府からの情報伝達 | 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net） |
| 緊急速報メール | NTTドコモ |
| | KDDI |
| | ソフトバンクモバイル |

（資料4-1）市内公共施設連絡簿

(2) 基本方針

ア 消防防災無線のデジタル化推進

イ 情報配信システムの登録促進

ウ コミュニティFM等、有線通信以外の市民への情報連絡体制の整備の検討

エ その他ツイッター等の市民への連絡体制の整備

2 担い手の確保

県防災危機管理局及び滋賀県アマチュア無線連盟との連携強化を図る。また、民間の無

線従事者からの情報提供や非常時の幅広い情報収集を行うため、無線従事者の確保ならびに、市内のアマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者等、運輸業者等との災害時協力協定の締結を推進する。

第4節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、原災法第10条（特定事象）及び原災法10条の可能性のある事故・故障発生時又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成が行えるよう、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等、必要な体制を整備するものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第4 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第5 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整

備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は次のとおりである。

| | |
|------------------------------|--|
| 北海道登別市 (担当課：総務部総務グループ) | 北海道登別市中央町六丁目 11 TEL 0143-85-2111 FAX 0143-85-1108 |
| 東京都福生市 (担当課：安全安心まちづくり課) | 東京都福生市本町 5 TEL 0425-51-1511 FAX 0425-53-4451 |
| 長野県飯田市 (担当課：危機管理・交通安全対策室) | 長野県飯田市大久保町 2534 TEL 0265-22-4511 FAX 0265-24-9316 |
| 熊本県水俣市 (担当課：総務課) | 熊本県水俣市陣内一丁目 1 番 1 号 TEL 0966-61-1604 FAX 0966-62-0611 |

第 6 モニタリング体制等

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による市内の環境への影響を評価するため、平常時より環境放射線モニタリングを実施することとし、あらかじめ必要な体制を整備するとともに、影響評価に用いる比較データの収集に努める。また、緊急時モニタリング実施体制を整備する。

1 放射線測定器の整備・維持

市は、平常時または緊急時における市内の環境に対する放射性物質または放射線の影響を把握するため、下記の機器を維持するとともに、その操作の習熟に努める。

- (1) 空間線量測定器・日立アロカメディカル株式会社 TCS-172B・1台
- (2) 表面汚染測定器・日立アロカメディカル株式会社 TGS-146B・1台

2 平常時における環境放射線モニタリングの実施

市は、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時より市内 9 小学校における環境放射線モニタリングを毎月実施し公表を行う。

3 モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

市は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

第 7 複合災害に備えた体制の整備

市は、県と連携し、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

第8 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、水害等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県と相互の連携を図るものとする。

第5節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

市は、県の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画の作成を検討するものとする。

第2 避難所等の整備

1 コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、避難所として指定している施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

2 自治体等からの受援計画の整備

市は、原子力災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入場所をあらかじめ定め、受援計画の整備を行う。

3 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

4 物資の備蓄に係る整備

市は、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、県の協力のもと、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する等、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

イ 災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

(2) 市は、県の協力のもと、災害時要援護者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、本編で示す災害時要援護者避

難支援計画等の整備に努めるものとする。

(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第4 広域一時滞在に係る避難者受入れ体制の整備

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制の整備に努めるものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第7 居住地以外の市町に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを検討するものとする。

第8 避難方法等の周知

市は、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、県の協力のもと、周辺住民に提供すべ

き情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第6節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（ヘリポートの場所や指定手続き、現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第7節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備がなされるよう消防局との連携を図るものとする。

第2 救助・救急機能の強化

消防局は職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第4 安定ヨウ素剤の備蓄

市は、守山市民病院に安定ヨウ素剤の備蓄を行っており、今後、国の指針に基づき安定ヨウ素剤の服用及び提供方法について整備を行う。また、安定ヨウ素剤は使用期限を考慮し随時入れ替えを行うものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より県と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第6 物資の調達、供給活動

市は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定

めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努めるものとする。

また、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、市民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市は、地震や水害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、広報車両等の設備、装備の整備を図るものとする。
- (3) 市は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、県と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第9節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第10節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- (1) 市は、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

放射性物質及び放射線の特性に関すること

原子力施設の概要に関すること

原子力災害とその特性に関すること

放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
屋内退避の方法に関すること（窓を閉め、エアコン・換気扇を止め気密性に配慮等）
コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
災害時要援護者への支援に関すること
緊急時にとるべき行動に関すること

- (2) 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとする。
また、市内小中学校においては、文部科学省発行「放射線等に関する副読本」を活用し、児童・生徒に対して放射線に関する教育を実施するものとする。
- (3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- (5) 市は、県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第11節 防災業務関係者の人材育成

市は、県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が職員や消防団員等、防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

原子力防災体制及び組織に関すること
原子力施設の概要に関すること
原子力災害とその特性に関すること
放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
モニタリング実施方法及び機器に関すること
原子力防災対策上の諸設備に関すること
緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
その他緊急時対応に関すること

第12節 防災訓練等の実施

第1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練(以下「防災訓練」という。)を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の計画策定及び協力

- (1) 市は、県及びその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独又は共同して実施するための計画を策定するものとする。
- (2) 市は、県が次に掲げる防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた防災訓練の計画を策定した場合、それに協力する。
 - ① 災害対策本部等の災害応急体制の設置運営訓練
 - ② 対策拠点施設への参集訓練
 - ③ 緊急時通信連絡訓練
 - ④ 緊急時の県モニタリング訓練
 - ⑤ 緊急時予測システム情報の活用訓練
 - ⑥ 緊急被ばく医療訓練
 - ⑦ 住民等に対する情報伝達訓練
 - ⑧ 周辺住民避難訓練
 - ⑨ 人命救助活動訓練

第3 防災訓練の実施

- (1) 市は、県及びその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独又は共同して実施するものとする。
- (2) 市は、県が本節第2(2)に定める防災訓練計画に基づき、定期的を実施する防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた防災訓練に協力するものとする。
- (3) 市は、県が原災法第13条に基づき作成する国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、本節第2(3)に掲げる実施計画に基づき、必要に応じて市民の協力を得て、県及びその他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

市は、防災訓練を実施するに当たり、県、国、原子力事業者その他防災関係機関の助言を受けて作成した想定を踏まえるとともに、様々な条件を設定して防災訓練を実施する等、現場における判断力の向上・迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。市は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。また、市は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、守山市地域防災計画(原子力防災編)の修正等を行うものとする。

第5 防災訓練に関する普及啓発

市は、市民に対して、市広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るものとする。

第13節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を県防災危機管理局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

また、市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第14節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報及び原災法第10条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 計画の方針

原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、県、国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が必要であることから、原子力災害の事象に応じた本市と各防災関係機関の情報収集連絡体制及びその内容について定める。

第2 緊急時の情報収集

市は、原子力災害発生時（緊急時）において、県が以下により、国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、又は県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

(1) 原子力防災管理者が行う通報連絡

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）が、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災体制を発令したとき、原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）等の緊急時に該当する場合の通報をいう。

(2) 原子力規制委員会からの警戒事象発生時の通報があった場合

県は、国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。

(3) 特定事象発生等の通報

原子力事業所の原子力防災管理者が、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、県をはじめ防災関係機関に文書（FAX）で行う通報をいう。

(4) 原子力緊急事態宣言発出の連絡

原子力規制委員会が、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等について、県をはじめ防災関係機関に行う連絡をいう。なお、原子力緊急事態宣言の発出時には、内閣総理大臣は以下の事項を公示することとされている。

ア 緊急事態応急対策を実施すべき区域

イ 原子力緊急事態の概要

ウ 緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者等に周知させるべき事項

(5) 原子力保安検査官等からの連絡

原子力保安検査官等、現地に配置された国の職員が確認する特定事象発生後の現場の状況、原子力防災専門官が収集・整理した情報について、県をはじめ福井県、国等の防災関係機関に行う連絡をいう。

第3 応急対策活動情報等の情報収集

市は、原子力事業者による緊急時通報の後において、県が、以下により国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受け、緊急時通報後の状況の把握に努める。

(1) 緊急時通報後の連絡

原子力事業者が、緊急時通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要な事項を記入し、FAXで随時、県及び防災関係機関に随時行う報告をいう。

(2) 特定事象発生後の連絡等

ア 原子力事業者等から県への連絡

原子力事業者が、県をはじめ防災関係機関に対し、原子力事業所の状況、応急対策活動及び事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に行う連絡をいう。

イ 国(原子力規制委員会)と県との連絡

県が、国(原子力防災専門官を含む)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等について、相互に連絡を密にするものをいう。

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の連絡等

ア 県の情報収集

県が、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員等を通じて、原子力事業所及び事業所周辺の状況、モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況と合わせて、国、福井県の緊急事態応急対策活動等について把握する情報をいう。

第4 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

(1) 市が行う対応

市は、原子力緊急事態宣言発出後、常時必要な情報を収集するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、県及び防災関係機関と必要な調整を行うものとする。

(2) 原子力防災専門官が行う連絡・調整

原子力防災専門官は、原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、福井県、所在市町、県、関係周辺市、その他防災関係機関の間の連絡・調整を行うものとされている。

第5 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、イ

インターネットメール、J - A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を周辺市町に連絡するものとされている。

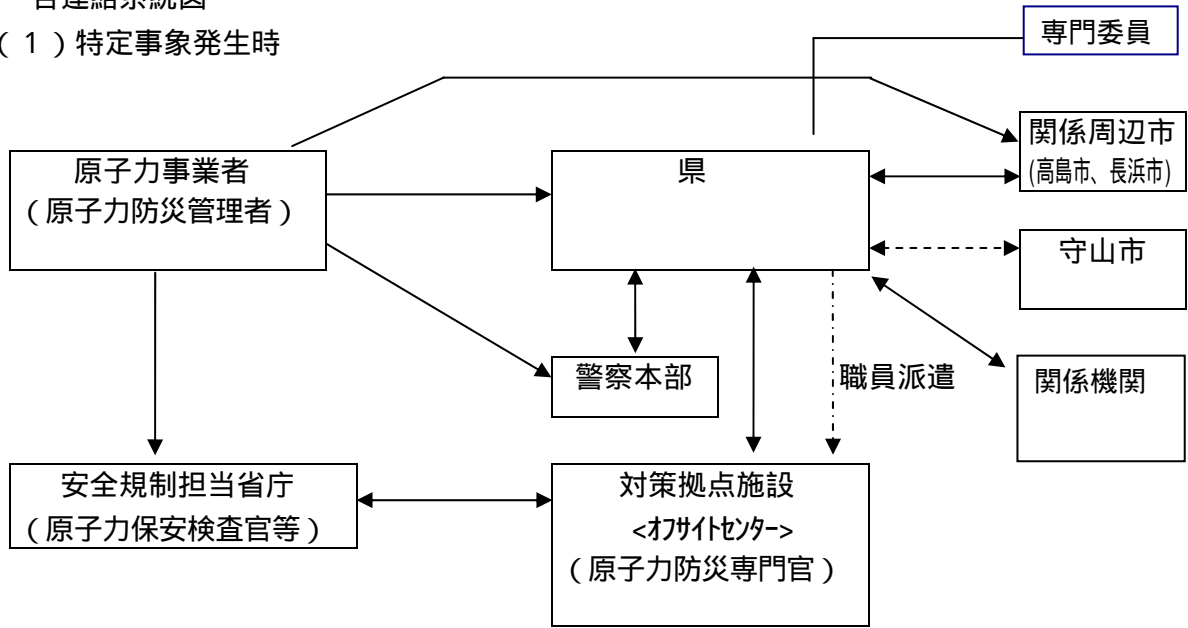
地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

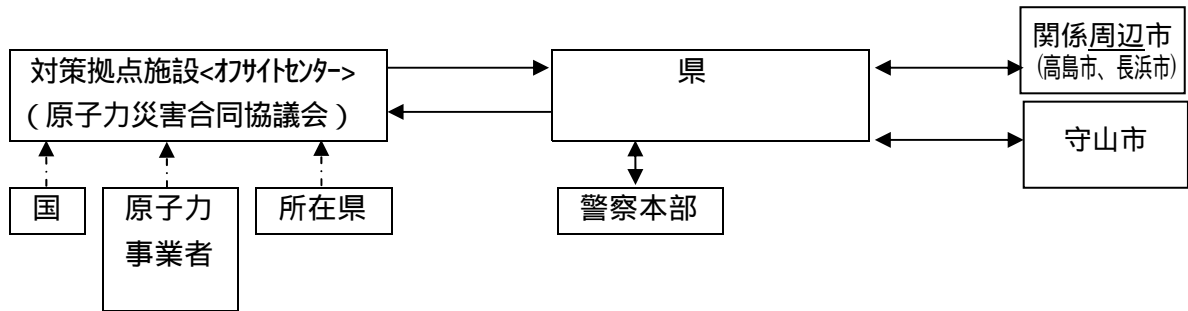
市は、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

各連絡系統図

(1) 特定事象発生時



(2) 原子力緊急事態宣言発出後



第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

1 動員体制

職員の動員配備の基準は、暫定として次に示す別表による。ただし、この別表については原子力事故災害の災害状況のフェーズと滋賀県からの情報伝達のフェーズにより、市の配備体制に関して段階を踏む必要があると考えられるため、今後検討を進め改定する。

| | 配備レベル | 配備体制 |
|-------------------------------|--|---|
| 【フェーズ1】 | (1)福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または震度5強の地震が発生し防災担当部長が警戒配備を決定したとき。 (2)その他、防災担当部長が警戒配備体制を決定したとき。 | 警戒配備 ○参集する職員 防災担当課職員 |
| 【フェーズ2】 | (1)滋賀県に原子力規制庁から「特別警戒事象」 ⁽¹⁾ が発生したことの連絡があったとき。 (2)滋賀県に原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡があったとき。 (3)原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量の率を測定する固定観測局で、1μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4)福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、1μSv/h以上の空間放射線量率が検出されたことが判明したとき。 (5)その他、副市長が警戒本部の設置を必要と認めたととき。 | 災害警戒本部の設置 ○参集する職員 < 本部長 > 副市長 < 副本部長 > 防災担当部長 < 本部員 > ・部長級職員 ・防災担当次長 ・北消防署長 ・消防団長 < 参集する職員 > ・次長級職員 ・課長級職員 ・防災担当課職員 ・消防団副団長 |
| 【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象 | (1)滋賀県から緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたととき。 (2)原子力防災管理者から滋賀県に原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (3)福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5μSv/h以上の空間放射線量率が検出されたことが判明したとき。 (4)その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたととき。 | 災害対策本部の設置 ○参集する職員 < 本部長 > ・市長 < 副本部長 > ・副市長 ・教育長 ・市民病院長 < 本部員 > ・部長級職員 ・防災担当次長 ・北消防署長 ・消防団長 < 参集する職員 > ・全職員 ・消防団副団長 |
| 【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言 | (1)内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。 | |

(1) ... 「原子力災害対策指針」別添函表集「表2」に掲げる緊急事態
原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合
原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合
東海地震注意報が発表された場合
原子力規制庁の審議官または原子力防災課事故対策室長が必要と認める原子力施設の重要な故障等
その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

2 警戒配備体制

(1) 警戒配備体制の決定及び解除基準

防災担当部長は、次の場合に警戒配備体制を決定し、又は解除するものとする。

ア 警戒配備の決定基準

- ① 福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または震度5強の地震が発生し
防災担当部長が警戒配備を決定したとき
- ② その他、防災担当部長が警戒配備体制を決定したとき

イ 警戒配備の解除基準

- ① 事故に至るものではないことが確認できたとき
- ② 原子力事業所の事故が終結したとき
- ③ 事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(2) 業務内容

防災担当課職員は、県と連携を図り情報の収集を行うものとする。

(3) 警戒配備体制を決定した場合の県への連絡

防災担当部長が警戒配備体制を決定した場合、防災担当課長は、県にその旨を連絡するものとする。

3 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止基準

副市長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、又は廃止するものとする。

ア 災害警戒本部の設置基準

- ① 県に原子力規制庁から「特別警戒事象」が発生したことの連絡があったとき
- ② 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡が県にあったとき
- ③ 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量の率を測定する固定観測局で、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- ④ 福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- ⑤ その他、副市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき

イ 災害警戒本部の廃止基準

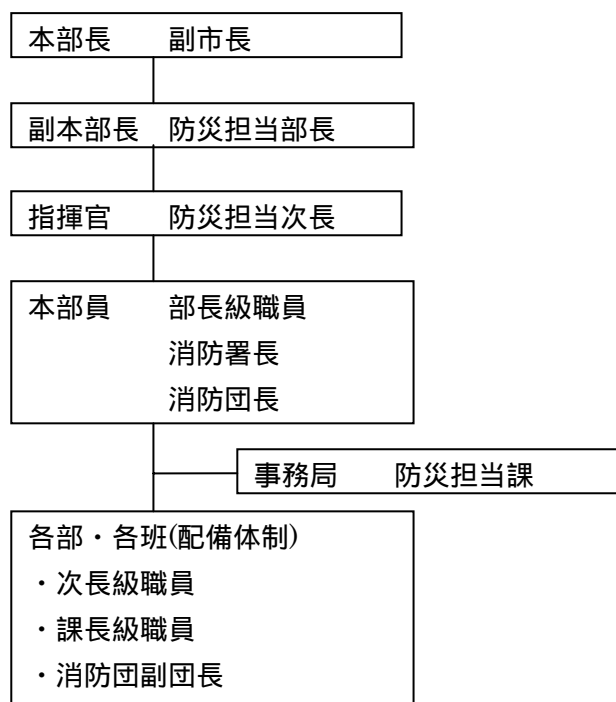
- ① 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策が完了したとき、又は対策の必要がなくなったとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所はコミュニティ防災センターとする。

(3) 災害警戒本部の組織及び事務分掌

ア 災害警戒本部の組織



- イ 災害警戒本部長は副市長をもって充て、災害警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。
- ウ 災害警戒本部副本部長は防災担当部長をもって充て、災害警戒本部長に事故または不在の時はときは、その職務を代行または代理する。
- エ 災害警戒本部員は、部長級職員・防災担当部次長・北消防署長及び消防団長をもって充てるものとする。

オ 災害警戒本部の事務分掌は下記の通りとする。

| 部 | 分 担 事 務 |
|----------------|--|
| 防災担当部 (事務局) | 警戒本部が実施する対策の基本方針に関すること 本部会議の開催に関すること 各部の事務の総括に関すること 県本部との連絡調整に関すること 市民等への情報伝達に関すること 災害情報の収集及び整理に関すること |
| 政策調整部 | 災害の広報に関すること 報道機関に対する情報提供に関すること 事務局業務の補完に関すること |
| 総務部 | 職員の安全確保に関すること 事務局業務の補完に関すること |
| 環境生活部 | 市民等から問い合わせに関すること 混乱が生じた場合の交通規制に関すること 事務局業務の補完に関すること |
| 健康福祉部 | 避難所の確保及び運営に関すること 災害時要援護者の退避及び避難に関すること |
| 都市経済部 | 混乱が生じた場合の交通整理に関すること 事務局業務の補完に関すること |
| 上下水道事業所 | 事務局業務の補完に関すること |
| 会計 | 事務局業務の補完に関すること |
| 市民病院 | 病院内の治安維持に関すること |
| 議会事務局 | 市議会との連絡調整に関すること 事務局業務の補完に関すること |
| 農業委員会事務局 | 事務局業務の補完に関すること |
| 監査委員事務局 | 事務局業務の補完に関すること |
| 教育委員会 | 緊急時モニタリングの実施に関すること 退避及び避難に関すること |
| 北消防署 | 災害情報の収集及び整理に関すること 緊急時のモニタリングの実施に関すること 湖南広域消防局本部との連絡調整に関すること その他消防に関すること |
| 消防団 | 部長の要請に基づく全般出動に関すること |

カ 災害警戒本部に、本部長、副本部長、本部員ならびに本部長が指定した防災関係機関等担当者で構成する災害警戒本部会議を置くものとする。

キ 市は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害警戒本部会議を招集するものとする。災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

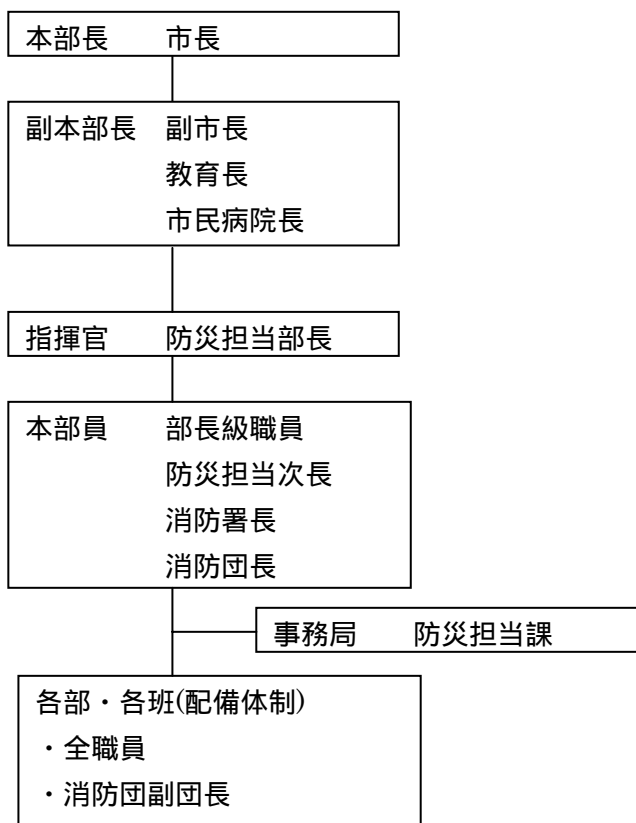
- ① 県その他防災関係機関の初期活動実施状況
- ② 市の初期活動の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ③ 各部の調整に関する事項
- ④ 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項

- ⑤ 国、県及び防災関係機関に対する要請に関する事項
 - ⑥ 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
 - ⑦ その他重要な初期活動に関する事項
 - ⑧ 災害警戒本部に防災担当課長を事務局長とする事務局を置き、防災担当課をもって構成するものとする。
- (4) 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知等
 災害警戒本部を設置した場合、市(災害警戒本部長)は、次の機関にその旨を通知又は報告し、意見・提言を求めることができる。
- ア 県
 - イ 市防災会議構成団体
 - ウ 隣接市
- (5) 設置の公表
 災害警戒本部を設置した場合、市(災害警戒本部長)は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害警戒本部の標識を指定場所に掲示するものとする。

4 災害対策本部の設置

- (1) 災害対策本部の設置及び廃止基準
 市は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止するものとする。
- ア 災害対策本部の設置基準
- ① 県から緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
 - ② 原子力防災管理者から原災法第 10 条第1項に定める通報が県にあったとき
 - ③ 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
 - ④ その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
 - ⑤ 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき
- イ 災害対策本部の廃止基準
 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。
- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
 - ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した、または対策の必要がなくなると認めたとき
- (2) 災害対策本部の設置場所
 災害対策本部の設置場所はコミュニティ防災センターとする。
- (3) 災害対策本部の組織及び事務分掌

ア 災害対策本部の組織



イ 災害対策本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

ウ 災害対策本部副本部長は副市長及び教育長、市民病院長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

また、災害対策本部長(市長)不在の時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

- ① 第1 順位 副市長
- ② 第2 順位 教育長
- ③ 第3 順位 市民病院長

エ 災害対策本部員は、部長級職員、防災担当部次長・北消防署長及び消防団長をもって充てるものとする。

オ 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、下記の「原子力災害時における災害対策本部の事務分掌」による。ただし、「原子力災害時における災害対策本部の事務分掌」に定めのないものは他の災害の事務分掌を準ずるものとする。

| 部 | 分 担 事 務 |
|----------------|--|
| 防災担当部 (事務局) | 災害対策本部の設置・運営に関する事 災害状況の把握に関する事 災害対策本部が実施する対策の基本方針に関する事 災害応援及び受援に関する事 本部会議の開催に関する事 各部の事務の総括に関する事 県本部等との連絡調整に関する事 市民等への情報伝達に関する事 国・県との連絡調整に関する事 本部長及び副本部長の秘書に関する事 県及び防災関係機関が実施する災害応急対策の状況把握に関する事 県及び防災関係機関への災害情報の連絡に関する事 |
| 政策調整部 | 災害関係の広報活動に関する事 災害情報の収集に関する事 報道機関に提供する情報の資料作成及び連絡調整に関する事 事務局業務の補完に関する事 |
| 総務部 | 参集職員の把握及び職員の安否に関する事 職員の安全確保に関する事 職員の服務に関する事 災害予算に関する事 災害応急工事の契約に関する事 物資車両等の調整・確保に関する事 参集職員の把握及び職員の安否に関する事 事務局業務の補完に関する事 |
| 環境生活部 | 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 自治会への情報伝達等に関する事 市民から問い合わせに対する対応に関する事 放射性物質による環境汚染への対処に関する事 交通規制に関する事 事務局業務の補完に関する事 |
| 健康福祉部 | 各保育所、こども園、幼稚園の安全対策に関する事 各保育所、こども園、幼稚園の避難所の運営に関する事 被災者の医療・救護対策に関する事 保健医療施設との連絡調整に関する事 災害救助活動に係る医師会等との連絡調整に関する事 感染症予防対策に関する事 医療ボランティアへの対応に関する事 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 災害救助法に関する事 災害時要援護者の退避及び避難に関する事 諸物資の配給に関する事 炊出しに関する事 被災者に対する生活保護に関する事 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 |

| | |
|----------|--|
| 都市経済部 | 緊急輸送活動に関すること 交通整理に関すること 農林漁業関係原子力災害被害状況の調査報告に関すること 畜産・水産関係に対する応急対策に関すること 主要食料の調達に関すること 中小企業関係の災害対策及び連絡調整に関すること 商工業関係の被害調査に関すること |
| 上下水道事業所 | 上水道施設等の災害対策及び被害調査に関すること 災害時の応急給水及び飲料水確保に関すること 下水道施設等の災害対策及び被害調査に関すること 下水排水処理対策に関すること |
| 市民病院 | 放射線被ばくした市民等への医療措置に関すること |
| 会計課 | 事務局業務の補完に関すること |
| 議会事務局 | 市議会の災害活動対策のための情報収集及び連絡調整に関すること 事務局業務の補完に関すること |
| 農業委員会事務局 | 事務局業務の補完に関すること |
| 監査委員会事務局 | 事務局業務の補完に関すること |
| 教育委員会 | 緊急時モニタリング実施に関すること 生徒・児童の退避及び避難誘導、安全確保に関すること 学校の被害調査に関すること 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関すること 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 被災児童・生徒等に対する教育に関すること 被災児童・生徒等の学用品に関すること |
| 北消防署 | 災害情報の収集及び整理に関すること 緊急時のモニタリングの実施に関すること 湖南広域消防局本部との連絡調整に関すること 治安の確保及び火災の予防に関すること 救助・救急及び消火活動に関すること その他消防に関すること |
| 消防団 | 本部長の要請に基づく全般出動に関すること |

カ 災害対策本部に、本部長、副本部長及び本部員ならびに本部長が指定した防災関係機関等担当で構成する災害対策本部会議を置くものとする。

キ 市(災害対策本部長)は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ① 市の災害状況及び災害応急対策実施状況
- ② 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ③ 災害対策本部内各部の調整に関する事項
- ④ 防災関係機関との連絡調整に関する事項
- ⑤ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- ⑥ その他必要な災害対策に関する事項

ク 災害対策本部に防災担当課長を事務局長とする事務局を置き、事務局員は防災担当

課職員をもって構成する。

なお、事務局長は、必要に応じその他の部の職員を事務局に構成員として加えることができる。

(4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知等

災害対策本部を設置した場合、市(災害対策本部長)は、次の機関にその旨を通知又は報告し、意見・提言を求めることができる。

ア 県

イ 市防災会議構成団体

(5) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市(災害対策本部長)は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を指定場所に掲示するものとする。

(6) 県との協力体制

市(災害対策本部長)は、県の災害対策本部との協力体制を整えるものとする。

(7) 文書及び記録

ア 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとする。

イ 各部が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず事務局に合議するものとする。

ウ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず部名を併記するものとする。

5 原子力緊急事態宣言発出後の対応

国では、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、市においては、本節4に定める市の災害対策本部を継続するものとする。

6 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

第2 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第3 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第4 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等、安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

(2) 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

(3) 市の放射線防護を担う班は、必要に応じ県等、関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

(4) 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(5) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、市民の安全確保を図る。

第1 計画の方針

原子力規制委員会では、「原子力災害対策指針」において、「OILと防護措置基準」が定められている。

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、当該施設の状態に基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて防護措置を開始するとされている。防護措置実施段階に至った場合は、PAZ内で予防的防護措置を講じることとし、それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ（必要に応じてそれ以遠も含む）内で空間放射線率の測定を行い、防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

県はこの方針に従って、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図るとされており、本市についてもこれに従うものとする。

第2 防護措置基準

原子力規制委員会の防護措置基準は別表のとおりである。

この防護措置基準等は、I A E Aにおいてその改訂が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしており、県においても、この基準に基づいて避難等の防護措置を実施することとしている。なお、従前の防災指針に掲げられていた「屋内退避及び避難等に関する指標」(別表2)の基準を超える予測線量が得られたときは、その指標に基づき防護活動を開始することとされている。

別表1 防護措置基準

Oilと防護措置について(原子力防災対策指針より)

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ¹ | | | 防護措置の概要 |
|----------------------|-----------------|---|--|---------------|-------------------------|--|
| 緊急防護措置 | OIL1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500µSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²) | | | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) |
| | OIL4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | 線: 40,000 cpm ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 線: 13,000cpm ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | | | 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。 |
| 早期防護措置 | OIL2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20µSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²) | | | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 |
| 飲食物摂取制限 ⁹ | 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5µSv/h ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 |
| | OIL6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 ⁷ | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |
| | | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ⁸ | |
| | | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | |

- 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる Oil の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には Oil の初期設定値は改定される。
- 2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- 3 我が国において広く用いられている 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- 4 3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- 7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOil6値を参考として数値を設定する。
- 8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- 9 IAEAでは、Oil6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOil3、その測定のためのスクリーニング基準であるOil5が設定されている。ただし、Oil3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、Oil5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

緊急事態区分とEALについて（原子力防災対策指針より）

| | | 現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--------|-----------------|---|--|
| 緊急事態区分 | （警戒事態） | 原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事態を採用 原子力施設等立地道府県 ¹ において、震度6弱以上の地震が発生した場合 原子力施設等立地道府県 ¹ において、大津波警報が発令 ² された場合 東海地震注意情報が発表された場合 ³ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ⁴ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 | 体制構築や、情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |
| | 施設敷地緊急事態（特定事象） | 原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） 原子炉冷却材の漏えい。 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 全交流電源喪失（5分以上継続）。 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 原子炉制御室の使用不能。 | PAZ内の住民等の避難準備、及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。 |
| | 全面緊急事態（原子力緊急事態） | 原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更） 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知。 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 原子炉制御室等の使用不能。 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 敷地境界の空間放射線量率5µSv/hが10分以上継続。 ⁵ | PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率等に基づく防護措置を実施する。 |

- 1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甑島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。
- 2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。
- 3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。
- 4 想定される具体例は次のとおり。
 - ・ 非常用母線への交流電源が1系統のみ。たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源になった状態
 - ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
 - ・ 1次冷却材中のよう素濃度が所定の値を超えた場合
 - ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満
 - ・ 自然災害により以下の状況となった場合
 - プラントの設計基準を超える事象
 - 長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になること
- 5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

県においては、国、福井県、原子力事業者から緊急時モニタリング結果等の情報分析・提供等もしくは、県が実施するモニタリング結果より得られた線量が、別表 1 に掲げる線量区分に該当する場合は、直ちに、国、原子力防災専門官、国の専門家等と協議して、避難等が必要となった場合には、防護対策区域を決定するとともに、同区域の住民に対し、避難等の措置を行うよう関係周辺市に指示するとされている。

なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、県においては内閣総理大臣の指示に従い、関係周辺市に対し、住民等に対する避難等のための立ち退きの勧告または指示の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施するとされており、本市については、情報収集の実施を図り、県と調整の上必要な対応を検討するものとする。

なお、国においては、別表 1 に示す「防護措置基準」について、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）等に対しては、環境モニタリング等の結果を踏まえた判断基準 O I L 及び予防的防護措置を決定するための判断基準 E A L 等の設定に向けて検討を行うとともに、防護措置基準の運用等についてもさらなる検討を行い、原子力災害対策指針に盛り込むこととされていることから、県においては、この内容を踏まえ必要な改定を行うものとされている。

別表 2（参考）屋内退避及び避難等に関する指標

| 予測線量（単位：mSv） | | 防護対策の内容 |
|--------------|---|--|
| 外部被ばくによる実効線量 | 内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面または肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量 | |
| 10 ~ 50 | 100 ~ 500 | 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、または避難すること。 |
| 50 以上 | 500 以上 | 住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。 |

（注）

- 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく市民等の防護対策措置についての指示が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質または放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面または肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

第 3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

（1）市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法 15 条事象）を発出し、P A Z 内

の避難を指示した場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(2) 市が避難対象区域に含まれた場合、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(3) 市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(4) 市域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

第4 避難場所

(1) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

(2) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。

(3) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻

度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、市は、県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(5) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

(6) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第5 広域一時滞在に係る避難者受入れ体制の整備

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難場所を指定する際に併

せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第6 広域一時滞在

(1) 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めものとする。

(2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

第7 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

第8 災害時要援護者等への配慮

(1) 市が避難対象区域となった場合は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

第9 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第 10 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第 11 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 市が被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市が被災した場合、市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第 5 節 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保については、治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第 6 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- (2) 市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第 7 節 緊急輸送活動

第 1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の円滑な実施

市は、必要があるときは、県と協議・調整して関係周辺市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保する。

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、災害時要援護者を中心とした避難者等
- ③ 対応方針決定会議への出席者(国の原子力災害現地対策本部長及び県の現地本部長、関係市の災害対策本部長等)、災害応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国から派遣される専門家、緊急時環境放射線モニタリング要員、情報通信要員等)及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 市は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 市は、人員、車両に不足が生じたときは、県及び関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県に支援を要請する。

第2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域となった場合もしくは近隣市が避難対象区域となった場合、市道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市が避難対象区域となった場合、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又はその他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保する等の措置を講ずるものとする。
- (2) 市が避難対象区域となった場合、災害の状況等から必要と認められるときは、県に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 市が避難対象区域となった場合、市内の消防力では対処できないと判断したときは、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結(待機)場所 等

第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

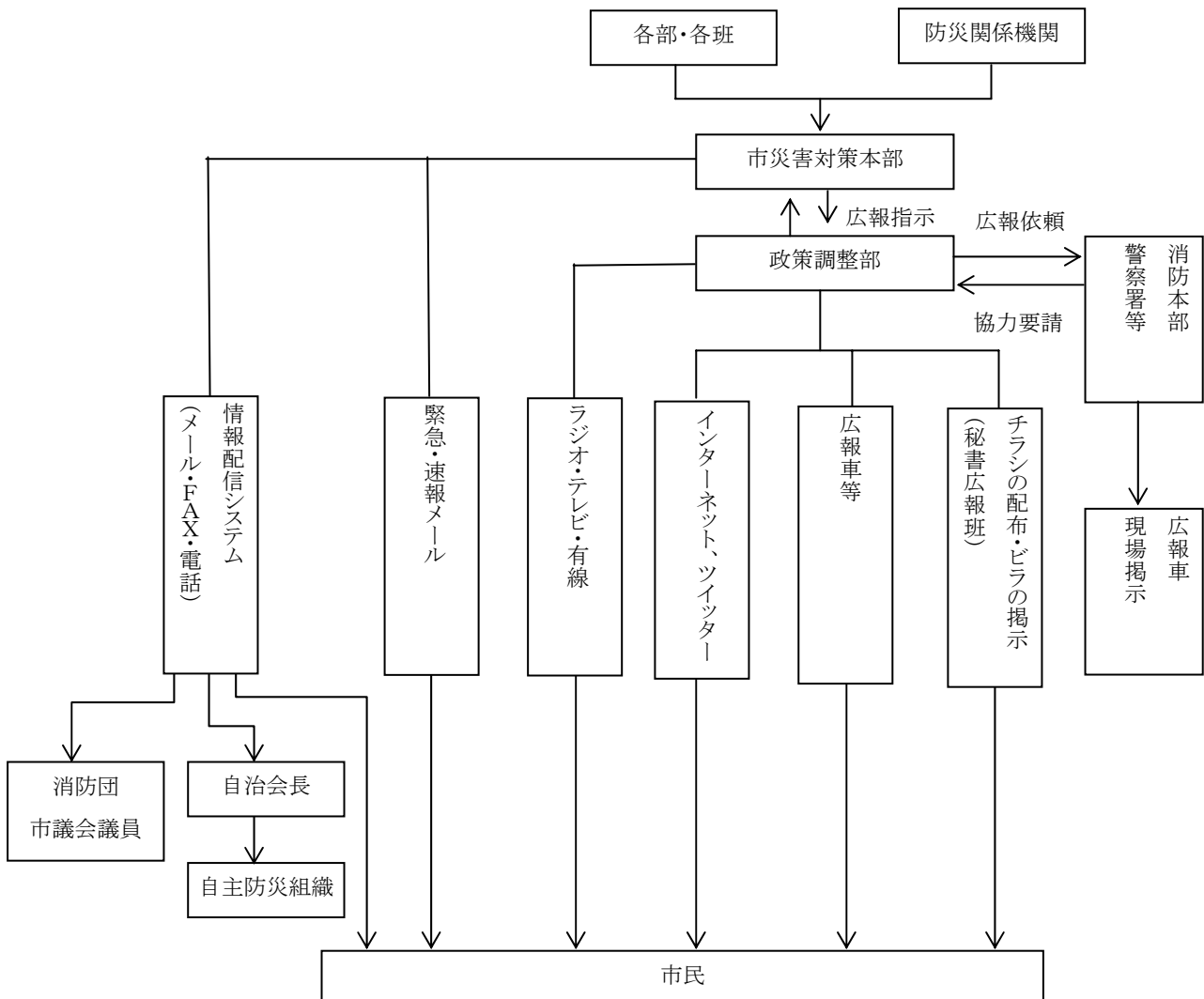
第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

<市の広報体制>



- (3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定ならびに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 市は、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について県と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 市は、情報伝達に当たって、安全・安心メール、緊急速報メール、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
- なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

市は、緊急性の高い区域からの避難者の受け入れのための体制を整備する。

また、大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

市は、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

被災した場合、市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 市が避難対象区域となった場合、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) 市が避難対象区域となった場合、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言後においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事故後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除去作業等について必要な措置を行うものとする。

第4節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するも

のとする。

- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第8節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。